

## 社会福祉法人城ヶ崎いこいの里定款

昭和61年8月5日制定  
一部改正 令和3年7月29日施行

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (ロ) 軽費老人ホームの経営
- (ハ) 障害者支援施設の経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービス事業の経営
- (ロ) 老人短期入所事業の経営
- (ハ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ニ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ホ) 障害児通所支援事業の経営
- (ヘ) 移動支援事業の経営
- (ト) 一般相談支援事業の経営
- (チ) 特定相談支援事業の経営
- (リ) 障害児相談支援事業の経営
- (ヌ) 地域活動支援センターの経営
- (ル) 身体障害者福祉センターの経営
- (ヲ) 児童厚生施設児童館の経営

#### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人城ヶ崎いこいの里という。

#### (経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する

福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を静岡県伊東市富戸1219番地の5に置く。

## 第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上13名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、法人職員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事会が評議員選任・解任委員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、評議員選任・解任委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により

退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の一人当たりの総額が660,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### 第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評

議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

## 第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち1名を常務理事とする。

3 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に

従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

(責任の免除)

第23条 理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第24条 理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、責任限定契約書においてあらかじめ定めた額と社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

- 2 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の三種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第38条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会

の承認を得て、伊東市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、伊東市長の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
  - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿



- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 在宅高齢者等食事サービス事業
- (2) 生きがい対応型デイサービス事業
- (3) 老人憩の家事業
- (4) 居宅介護支援事業
- (5) 訪問入浴介護事業
- (6) 地域包括支援センター事業
- (7) 介護予防事業
- (8) 日中一時支援事業
- (9) 奨学金貸与事業
- (10) 福祉有償運送事業
- (11) 地域療育等支援事業
- (12) 障害者就業・生活支援センター事業
- (13) 生活支援体制整備事業

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第8章 解散

(解散)

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第9章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、伊東市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を伊東市長に届け出なければならない。

## 第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人城ヶ崎いこいの里の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 竹安 富治  
理 事 石井 啓之  
" 飯田 五郎  
" 小川 仁一郎  
" 黒田 英雄  
" 竹安 フミエ  
" 村上 広  
" 安井 璋充  
監 事 稲葉 静江  
" 日吉 順吉

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年7月13日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年6月29日から施行する。

附 則

この定款は、令和元年8月5日から施行する。

附 則

この定款は、令和3年1月22日から施行する。

附 則

この定款は、令和3年7月29日から施行する。

別 表

(1) 建 物

番号	所 在	構 造	種 類	床面積 (㎡)	摘 要
1	静岡県伊東市富戸字川 洞 1222 番地 8・花生場 1219 番地 1・1219 番地 5・1219 番地 9	鉄筋コンクリート造ス レート葺 陸屋根 3 階建	養護所	1,670.39	家屋番号 1222 番 8 特別養護老人ホーム 城ヶ崎いこいの園園舎
2	同 上	木造 スレート葺 平家建	霊安室	16.20	家屋番号 1222 番 8 附属建物 1
3	同 上	コンクリートブロック造 陸屋根 平家建	倉 庫	6.00	家屋番号 1222 番 8 附属建物 2
4	同 上	鉄骨造スレート 合金メッキ鋼板ぶ き平家建	養護所	268.14	家屋番号 1222 番 8 附属建物 3
5	静岡県伊東市荻字城ノ 木戸 578 番地 3・578 番 地 4・578 番地 162・578 番地 164・578 番地 173	鉄筋コンクリート造 スレート葺 平家建	養護所	1,615.83	家屋番号 578 番 3 障害者支援施設 碧の園園舎
6	同 上	鉄筋コンクリート造 陸屋根 平家建	機械室	43.26	家屋番号 578 番 3 附属建物 1
7	同 上	軽量鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺 平家建	倉 庫	28.49	家屋番号 578 番 3 平成 17 年 3 月 10 日新築
8	同 上	木造合金メッキ鋼 板ぶき平家建	作業所	188.42	家屋番号 578 番 3 平成 27 年 1 月 14 日増築
9	同 上	軽量鉄骨造合 金メッキ鋼板 ぶき平家建	作業所	34.84	家屋番号 578 番 3 平成 28 年 3 月 24 日新築
10	同 上	軽量鉄骨造合 金メッキ鋼板 ぶき平家建	倉庫	6.78	家屋番号 578 番 3 平成 25 年 12 月 27 日新 築
11	同 上	軽量鉄骨造合 金メッキ鋼板 ぶき平家建	倉庫	9.38	家屋番号 578 番 3 平成 28 年 3 月 29 日新築

番号	所 在	構 造	種 類	床面積 (㎡)	摘 要
1 2	静岡県伊東市荻字城ノ 木戸 578 番地 225	木造 スレート葺 平家建	作業所	129.18	家屋番号 578 番 225 平成 8 年 11 月 26 日新築
1 3	同 上	軽量鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺 平家建	車 庫	28.96	家屋番号 578 番 225 平成 16 年 9 月 17 日新築
1 4	静岡県伊東市荻字辰新 田 772 番地 1・771 番地	鉄筋コンクリート造 アルミニウム板葺 3 階建	養護所	3,430.34	家屋番号 772 番 1 の 1 特別養護老人ホーム 奥野苑園舎
1 5	同 上	鉄筋コンクリート造 陸屋根 平家建	機械室	48.12	家屋番号 772 番 1 の 1 附属建物 1
1 6	同 上	鉄筋コンクリート造 亜鉛メッキ鋼板葺 平家建	物 置	12.85	家屋番号 772 番 1 の 1 附属建物 2
1 7	同 上	軽量鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺 平家建	物 置	7.19	家屋番号 772 番 1 の 1 附属建物 3
1 8	静岡県伊東市荻字辰新 田 772 番地 1・770 番地・ 771 番地	鉄筋コンクリート造 アルミニウム板葺 2 階建	養護所	1,605.64	家屋番号 772 番 1 の 2 軽費老人ホーム ケアハウス ハーモニーおくの園舎
1 9	静岡県伊東市八幡野字 高塚 1259 番地 21	鉄骨造合金メ ッキ鋼板ぶき 2 階建	グ ル ー プ ホ ー ム	587.22	家屋番号 1259 番 21 障害者通所授産施設 ワークセンターやまもも
2 0	静岡県伊東市荻字堂ケ 峯 558 番地 18	木造ルーフィ ングぶき 2 階 建	養護所	264.73	家屋番号 558 番 18 さくらグループ 共同生活 介護事業所(かえで)
2 1	静岡県伊東市玖須美元 和田字右城星 727 番地 214・727 番地 344	木造合金メッ キ鋼板ぶき 2 階建	養護所	195.84	家屋番号 727 番 214 さくらグループ 共同生活 援助事業所(さくら荘)
2 2	静岡県伊東市富戸字川 洞 1223 番地 1・1223 番 地 12	鉄骨造合金メ ッキ鋼板ぶき 平家建	デイサ ービス センタ ー	498.89	家屋番号 1223 番 1 生活介護事業所こもれ び

## (2) 土 地

番号	所 在	面 積 (㎡)	摘 要
1	静岡県伊東市富戸字花生場 1219 番 5	671.73	宅地 特別養護老人ホーム 城ヶ崎いこいの園敷地
2	静岡県伊東市富戸字川洞 1222 番 8	2,550.02	宅地 特別養護老人ホーム 城ヶ崎いこいの園敷地
3	静岡県伊東市荻字辰新田 771 番	1,303.00	雑種地 特別養護老人ホーム 奥野苑 軽費老人ホーム ケアハウス ハーモニーおくの 敷地
4	静岡県伊東市荻字辰新田 770 番	620.00	雑種地 軽費老人ホーム ケアハウス ハーモニーおくの 敷地
5	静岡県伊東市八幡野字高塚 1259 番 21	3305.00	山林 障害者通所授産施設 ワークセンターやまもも 敷地
6	静岡県伊東市八幡野字高塚 1259 番 5	1652.00	山林 社会福祉法人城ヶ崎いこいの里 建設用地
7	静岡県伊東市八幡野字高塚 1259 番 6	340.00	山林 社会福祉法人城ヶ崎いこいの里 建設用地
8	静岡県伊東市荻字堂ヶ峯 558 番 18	330.00	山林 さくらグループ 共同生活介護 事業所(かえで)敷地
9	静岡県伊東市玖須美元和田字右城星 727 番 214	122.87	宅地 さくらグループ 共同生活援助 事業所(さくら荘)敷地
10	静岡県伊東市玖須美元和田字右城星 727 番 344	21.41	宅地 さくらグループ 共同生活援助 事業所(さくら荘)敷地
11	静岡県伊東市玖須美元和田字右城星 727 番 1117	38.75	宅地 さくらグループ 共同生活援助 事業所(さくら荘)敷地
12	静岡県伊東市玖須美元和田字右城星 727 番 1118	1.47	宅地 さくらグループ 共同生活援助 事業所(さくら荘)敷地

番号	所 在	面 積 (㎡)	摘 要
1 3	静岡県伊東市富戸字川洞 1223 番 1	2259.04	宅地 生活介護事業所こもれび敷地
1 4	静岡県伊東市富戸字川洞 1223 番 12	330.59	宅地 生活介護事業所こもれび敷地
1 5	静岡県伊東市富戸字川洞 1224 番 3	207.53	宅地 生活介護事業所こもれび敷地
1 6	静岡県伊東市富戸字川洞 1224 番 5	75.34	宅地 生活介護事業所こもれび敷地
1 7	静岡県伊東市富戸字川洞 1224 番 11	22.29	宅地 生活介護事業所こもれび敷地
1 8	静岡県伊東市富戸字川洞 1230 番 4	82.03	宅地 生活介護事業所こもれび敷地